

平成27年度
機関保証制度検証委員会
報告書

独立行政法人日本学生支援機構
機関保証制度検証委員会

平成28年3月31日

平成 27 年度機関保証制度検証委員会 報告書

I. はじめに

- ・ 機関保証制度検証委員会（以下「本委員会」という。）は、『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証するため設置された。
- ・ 本委員会では、平成 20 年度から、毎年度機関保証制度の財政収支の健全性等について検証を行ってきており、これまでの間、機関保証制度の健全・円滑な運営の確立に向けて順調に推移しているとの報告を行ってきたところである。
- ・ 平成 27 年度は、財政収支シミュレーションにおいて、通常の景気循環や急激な景気悪化等を前提においたシナリオを追加的に想定することで、更なる検証を実施した。
- ・ また『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し内容』により、平成 26 年度に引き続き、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が策定する将来の事業コスト等を踏まえた事業計画についても検証するとともに、保証料率について他の保証機関と比較し、その合理性について審議を行った。

II. 独立行政法人日本学生支援機構における返還金の回収状況及び適状代位弁済率について

(1) 返還金の回収状況

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の機関保証債権について、平成 16 年度の制度導入以降機関保証制度加入者が増加してきたことにより、要回収額が年々増加している。
- ・ そのなかで、機関保証加入者の平成 26 年度の返還金の回収状況は、機構のこれまでの回収促進策の効果により、依然として高い水準を維持していることが確認された。
- ・ また、返還期限猶予制度の利用期間について、平成 26 年度の返還期限猶予制度に関する制度変更等の影響により、長期化している傾向が認められた。

(2) 適状代位弁済率について

- ・ 「適状代位弁済率」(※1)の推計については、「ハザード関数法」を用いて推計を行った(※2)。その結果、平成26年度の適状代位弁済率の平均値は7.64%となり、平成25年度の平均値7.68%と比べ0.05ポイント改善していることが確認された。
- ・ また、財政収支シミュレーション上の影響が最も大きい貸与終了後2年目において、平成26年度と比べ改善傾向であることが確認されたが、一方で貸与終了後3~5年目以降の適状代位弁済率は悪化している結果となった。
- ・ これは、機構の回収促進策の効果により、貸与終了後間もない債権からの回収状況は改善しているが、返還期限猶予制度の利用率の上昇により、適状代位弁済に至る時期に影響を及ぼした可能性が推測される。
- ・ 適状代位弁済に至る債権について、返還者においては返還期限猶予制度活用の余地が残るため、これら救済措置の更なる周知徹底が必要と考える。
- ・ また、返還期限猶予制度利用後に延滞・代位弁済に陥る割合に対し、減額返還制度利用者が制度利用後に延滞・代位弁済に陥る割合は低いため、返還期限猶予明け返還者について減額返還制度の利用を促す施策が有効と考える。

(※1)「適状代位弁済率」とは、貸与終了後経過年数毎に算出した、代位弁済が可能な状態にある債権数の割合。機関保証の財政収支のうち、支出項目において比重の高い代位弁済額を想定するためのパラメータ。

(※2)推計手法については、適合性の観点から、これまで使用していた「ハザード関数法」から、より実績値を再現しうる「セミパラメトリックハザード関数法」を用いることで改善を施している。「セミパラメトリックハザード関数法」は、「ハザード関数」を基準関数として、各債権の属性値を導入する推計手法であり、過去の実績傾向(分布)と債権の属性値の両面を考慮した推計が可能である。なお、「ハザード関数」とは、企業のデフォルト率等の推計に使用されることが多く、過去の実績傾向(分布)から将来を推計するための関数であることから中・長期的な推計に適している。

Ⅲ. 協会における代位弁済後回収状況及び代位弁済後回収率推計について

- ・ 平成22年度から平成25年度の各年度に代位弁済された債権の経過年数別の累積回収率は、ほぼ同程度で推移していることが確認された。
- ・ また、協会における代位弁済履行債権の回収率の推計値(代位弁済後20年間の合計値)は25.3%となった。
- ・ 協会では求償権に対する各種の回収促進策を実施している。こうした促進策のうち、内容証明による支払督促申立予告書(以下「催告書」という。)送付に

については、代位弁済後回収率の改善に寄与することが認められることから、送付件数を増加させる取組みが有効と考える。

- ・ なお、今後の民法改正の動きの中で、時効を見直すという方向性になっていることから、その法的措置への影響について注視が必要である。

IV. 協会の事業計画について

- ・ 協会の策定した将来の事業コスト等を踏まえた「事業計画」について、代位弁済の規模、求償権の回収状況、資産の運用状況や人件費・システム改修費等を明らかにさせ、その実効性、妥当性について審議を行った。
- ・ 協会における足元の事業実績が概ね平成 26 年度までの事業計画通りの推移をしており、平成 27 年度の「事業計画」についても平成 26 年度より大きな変更は行っていないことから、作成された「事業計画」は妥当性のあるものと考えられる。
- ・ 今後保証事業の持続性の観点から、機構と連携して、事業規模拡大に備えた対応策の検討を行う必要がある。

V. 民間シンクタンクによる財政収支シミュレーションについて

(1) シミュレーションの内容及び実施結果

- ・ 機構と協会における回収促進策の効果を織り込み、更に協会の策定する事業計画に採用されている詳細なパラメータを使用し、平成 52 年度までの（向こう 25 年間の）財政収支シミュレーションを行った。この中立シナリオにおいては、保証金残高は後年度まで漸増を続けていくと推計された。
- ・ また、中立シナリオに対し、急激な景気悪化等を想定し、代位弁済の発生にストレスを掛ける（シナリオ①）、代位弁済後の回収・運用金利の各パラメータにストレスを掛ける（シナリオ②、③）シミュレーションを実施した。

このうち、財政収支に与える影響が最も大きいシナリオのパラメータは、適状代位弁済率であることが確認された。

上記のシミュレーション結果については、5 頁まとめ表のとおりであった。

- ・ 更に、平成 52 年度の保証金残高が平成 27 年度の水準となるような保証料率を設定したシミュレーションも実施した。この結果、保証料率は現行 0.693% に対し、平成 27 年度以降 0.620% に下がる結果となった。

(2) シミュレーション結果を踏まえた考察

- ・ 以上のシミュレーションの結果や、機構及び協会における回収促進策の効果が表れているとの状況に鑑み、平成 27 年度の委員会においても、向こう 25 年間に於いて、財政的な健全性が維持される可能性が高いことを確認することができた。
- ・ 現行の保証料率及び協会の事業計画はリスクに対し保守的に設定されていると言え、保証料率の設定について引下げの検討余地があると考えられる。

■ シミュレーション前提条件

- (1) 適状代位弁済率 : 平成 26 年度実績値に基づく推計値
- (2) 代位弁済後回収率 : 過去 2 ヶ年 (平成 24 年度・平成 25 年度) に代位弁済された債権の代位弁済後 2 年目の回収実績に基づく推計値
- (3) 運用金利 (※) : 平成 29 年度まで協会の計画値
平成 30 年度以降は 1.53%
- (4) 保証料率 : 現行の保証料率 (0.693%)
- (5) 機関保証選択率 : 平成 27 年 10 月末現在実績値 (43.3%)
- (※) 運用金利については、保有資産に対する運用利回りであり、現在の市場金利とは一致しない。

■ シミュレーション結果まとめ

区 分	想 定	平成 52 年度	
		単年度収支	保証金残高
中立シナリオ	—	28 億円	1,884 億円
シナリオ① 【急激な景気悪化を想定】	平成 27 年度以降、適状代位弁済率に+10%のストレス [7.64%から+0.76ポイント]	1 億円	1,290 億円
シナリオ②	平成 27 年度以降、代位弁済後回収率に△10%のストレス [25.3%から△2.5ポイント]	21 億円	1,765 億円
シナリオ③	平成 30 年度以降、運用金利を 1.0%とする [事業計画値に対し△35%のストレス]	15 億円	1,638 億円

(注) シナリオ②に追加して、平成 52 年度の保証金残高がシナリオ①と同水準 (1,290 億円) となるような代位弁済後回収率の推計値を逆算した場合、代位弁済後回収率は 25.3%から 11.4% (13.9 ポイントマイナス) と試算された。

VI. 他の保証機関との保証料率の比較について

- ・ 保証料率の合理性を明らかにするため、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を平成 26 年度に引き続き行った。
- ・ 調査の結果、初期与信の有無や代位弁済履行条件等が異なるため、単純な比較はできないものの、機構の奨学金の保証料率は、調査対象とした他の金融機関の教育ローンの保証料率と比較しても、低廉であると言える。

VII. 今後の方向性について（まとめ）

- ・ 財政収支シミュレーションにおいて、中立シナリオに加え、景気情勢等の悪化によるストレスを加えたシナリオ等を想定した場合でも、保証金残高について現状並みの水準（1,200 億円程度）を確保できる見通しであることを確認した。
- ・ これらのシミュレーション結果を踏まえると、今後も機関保証制度の安定的な運営が維持されることが期待できるうえ、現行の保証料率の設定について引下げの余地があると考えられる。
- ・ また、今後機関保証制度の重要性が益々高まることが予想される中で、より少ない負担で効率よく機関保証制度を運営する方法を模索することが必要である。
- ・ そのためには、機構と協会が協力し、円滑な事業モデルの構築を目指すことが重要であると考えられる。
- ・ なお、平成 29 年度採用者より導入が予定されている「新たな所得連動返還型奨学金制度」が「原則として機関保証」とされていることを踏まえ、保証料率も含めた今後の保証制度の運営に関しては、改めて対応を検討する必要がある。

以上